

水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

基幹水利施設ストックマネジメント

◆趣旨

国営及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設は老朽化の進行とともに、近年、更新を必要とする時期を迎える施設が増加してきている。

このため、既存施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、当該機能診断結果に基づく「機能保全計画」の作成及び当該計画に基づく対策工事等を一貫して行い施設の機能を効率的に保全する。

◆事業の内容

- ①国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定（当該施設の機能診断を含む。）
- ②国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- ③国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

◆実施要件

- (1) 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- (2) 県が機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しているとともに、その50パーセント以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。
- (3) ②については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。
- (4) ②について、法事業により実施する場合にあつては、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
- (5) 県営造成施設について③を実施するときは、(2)により県が選定した施設であること。

◆対象施設

国営造成施設及び県営造成施設

◆実施主体

①は県 ②③は県、市町村又は当該施設を管理する者

※詳細については、交付要綱 別紙による。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp